

平成 30 年度 「こどもの居場所づくり」助成金実施要領

(目的)

第 1 条 歳末たすけあい募金（共同募金）配分金を活用して、八尾市内における地域のこどもの居場所づくりに関する取り組みに対し、新たな開設及び活動の拡充に要する費用の一部を助成することにより、一層の地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 八尾市内において、新規でこどもの居場所づくりの開設や現在実施している活動の拡充を行うものであること。
- (2) 営利を目的とする活動でないこと。
- (3) 八尾市からの補助金、助成金など公的資金を受けていないこと。
- (4) 特定の政党もしくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動でないこと。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当するものでないこと。

(助成対象経費)

第 3 条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に要する経費とする。

- (1) 新規開設・拡充に要する経費
修繕費、備品消耗品費、印刷製本費、その他必要と会長が認める経費

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、予算の範囲内で次のとおりとする。

- (1) 新規開設に要する経費（初年度のみ） 100,000 円を上限とする。
 - (2) 拡充に要する経費（既に活動を実施している団体） 50,000 円を上限とする。
- 2 前項各号に係る助成は、1 団体につき、それぞれ 1 回限りとする。

(交付の申請)

第 5 条 助成の申請は、助成事業申請書（様式第 1 号）に、実施計画書（様式第 2 号）、収支予算書（様式第 3 号）を添えて、申請するものとする。

(交付決定)

第 6 条 助成の申請があった場合、八尾地区共同募金会で審査を行い、会長が交付決定し適切な事業の実施が見込まれる団体に対して予算の範囲内で助成を行う。交付決定については文書（様式第 4 号）で通知する。

(財源)

第 7 条 この事業資金については、八尾地区募金会の歳末たすけあい募金より支出する。

(実績報告書)

第 8 条 助成事業の終了後又は助成金の交付の決定を受けた年度の終了後、速やかに助成事業報告書（様式第 5 号）、収支決算書（様式第 6 号）を添えて、報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 18 日から実施する。